

白氏諷諫明刊本について

太田次男

曩に筆者は當會報（第二十八集）に於て、從來、本文校勘には曾て採上げられなかつた、草體墨跡の御物本白氏新樂府について述べ、その本文は、わが國に現存する平安・鎌倉時代の舊鈔本類のそれに比し、基本的には同系と見做し得るけれども、他の鈔本と異なつて、まま、紹興年間刊宋版本等とも一致する個所があり、また、一方では、他の諸本が何れも異なる個所で、敦煌本に一致する個所も鈔からず存する點に於て、特異な一本であることを指摘した。

かかる點よりみて、御物本の祖本は、或いは、中國に於て、白氏文集大集とは別に、卷三・四のみ、單行で流布した一本ではなかろうかとみて、私見の一端を披露した。

その折、校比のため、同じく、新樂府單行の一本の態を今に傳えるものとも見做し得る、白氏諷諫清光緒十九年刊本をも採上げた。この本は宋本をその祖本とするものと見做し得る。

ただ、本文上、種々の難點もあり、これ一本のみでは、何としても心許なく、北京圖書館や臺灣國立中央圖書館所藏の明刊本をも照合する必要を認めた。因みに、管見では、わが國に存する同種の明刊本については、未だ知る所がない。

既に、盧文弨は、その『白氏文集校正』（群書拾補八所收）の卷三・

四本文校勘に、明明德年間海寧嚴震刊本を使用しているので、その本文の大體は推察し得るけれども、何分にも、校定に用いられていては、その全貌を知ることは出來ない。

筆者はこの度、首題にある臺灣國立中央圖書館所藏本のフィルムを入手することが出来た。光緒本とは異同が認められ、また、平岡氏校定本校記に、同本の誤りと記される個所は、この本により、その多くを訂正し得る。また、盧氏校定本文とも一致する個所が頗る多いので、盧氏所用の嚴震刊本と、この本とが、極めて近いことを知ることが出来た。

既に、前稿に注記した如く、『讀書敏求記考證』（下）注に、「宋槩白氏諷諫一卷」の存したことが述べられている。宋刊本の存否が明かでない現時點に於ては、先ず、この明刊本が擧げられるべきであろう。今、少しくこれを紹介し、併せて、我が舊鈔本々文等との關係についても吟味しつつ、諷諫本系統の本文の存在意義にも言及する。

最後に、校勘表を附する筈であつたが、紙數の關係で、これを割愛し、それに代るべき處置として、本文上の問題に關する用例を、必要よりも、若干、多く擧げることにした。

現在、臺灣の國立中央圖書館に架藏される首題の一冊本は、その首尾に捺される「國立北／平圖書／館所藏」なる印記の示す通り、元國立北平圖書館所藏本である。

雙邊（扉書入れによれば、板匡一六・八×一・一種とある）、有界十行、每行十六字であり、版心、大黑口、黑魚尾、書名は刻せられず、下向魚尾下に、丁數が刻せられ、總て三十七丁である。

首に、「白氏諷諫序」とあり、次行、低四格、「右拾遺兼翰林學士白居易撰」とある。序文は光緒十九年刊本（以下、光緒本と簡稱す）と若干異同が認められるが——後に述べる如く、我が舊鈔本や宋刊本等刊本とも相違する——盧氏所用の嚴震刊本（以下、嚴本と簡稱す）とは一致する。

序の末尾に、別行にて、「唐元和壬辰冬長至日右拾遺兼翰林學士白居易序」とあり、この二十一字も、光緒本には無く、これも、嚴本とは一致する。

「元和壬辰」は同七年であり、我が舊鈔本、及び、宋紹興本等刊本系各本が、何れも「元和四年」に作るのとは相違する。

序文の次に、七德舞第一以下、採詩官五十（第十一以下は、「第」の一字を省略）迄が、題名のみで、題序を削って、一段（光緒本では四段）、低三格に配列され、終りの丁の尾に「諷諫目錄終」とある。

内題は、同じく「白氏諷諫」とあり、撰者、刊刻者として、「唐右拾遺兼翰林學士白居易撰」^{(五) (卷)}、^(五)「四川布政司參政曾大有重刊」とある。盧氏校注に「嚴震克承梓本名白氏諷諫」とあるので、嚴本にも同じ内題が存したであらう。光緒本では、序文の前に、「新雕校證大字白氏諷諫五

十首并序」とあるのみで、「右拾遺兼……」は同じ）、序文の次に、別題と同じで、それに「終」を附する。

いう迄もなく、白氏諷諫五十篇は、白氏文集卷三・四に收められる。但し、この曾本、光緒本共、五十篇に、第一から第五十迄の通し番號が施されて、一卷として扱われ、曾て、文集の卷三、四の二卷に、夫々、二十篇、三十篇宛收められていたことを示す卷次上の記載は、ここでは、全くみられない。原體裁の二卷の卷次が削られたというよりも、或いは、この種の本は、中國に於ては、早くから、かかる一卷本の體裁をもつて流布したものとも推測される。

刊記は無いが、同本に貼付される「國立中央圖書館善本」なるカードに「明正德間四川布政司參政曾大有重刊本」と記入され、その體裁や、刻された文字等からみても、明弘治・正德年間の刊本とみてよろしかろう。

前述の如く、光緒本には「景宋白氏諷諫」とあり、刻された文字も宋刊本に摸してあり、且つ、玄・殷・貞の各文字には缺筆が認められる。明刊の曾本には、光緒本に認められる缺筆は、すべて無いが、玄→元、微→證等の宋譯が散見するので、宋善本の存した事ではあり、この本の祖本も、宋本と認められる。

曾本・嚴本・光緒本の三本に共通し、我が舊鈔本や宋本等刊本と、五十篇の篇次上の相違が一ヶ所認められる。この三本では、何れも、^(五)賣炭翁三十二(0156) 險山道三十三(0158) 時世綱三十四(0159) 母別子三十五(0157) といふ順序であるのに、他本は、總て（）内の作品番號通りであ

この篇次上の異同は、前稿にも觸れた如く、御物墨跡本にもみられ、そこでは、

賣炭翁 母別子 時勢紹 險山道

と、いう順序になつていて、異同が、共通の四篇間に生じているので、諷諫本三本と、御物本との、偶然の類似と見るよりも、唐代以來流布した本の一種に生じ得べき、篇次上の異同の一端が、ここに、遺存するものと見做すことも可能であろう。

本文を検すれば、この本には、まま誤刻・誤脱・顛倒等が認められ、また、當時通行の略體の文字も認められる。⁽²⁾

本文の校勘に關して述べる前に、題序、注文の事に觸れる。

題序について 明刊本の曾本・嚴本、及び、光緒本の三本とも、わが舊鈔本や明馬元調本等と同様に、五十篇の夫々の題の下に、小字側注、或は、小字双行の題序が存する（敦煌本・宋本は無し）。但し、その文字は、明刊二本のそれが略々一致し、光緒本には、若干、相違が認められる。

今、これを例示すれば、曾本・嚴本、共に、

刺不恤民也貞元十七年〔曾本脱〕獻欲王化之先近後遠也（驃國樂第十九題

序、小字双行）

とあるのに對し、光緒本には旁點五字は無く、これは、わが舊鈔本や刊本諸本も同様である。

同様の例は、他にも認められ、

美列聖正華音也玄宗ノ雜夷歌不能無所刺焉（法曲第一）

疾貪虜也／胡從陰山來貢馬（陰山道第三十三）

の、夫々の旁點個所も、光緒本をも含め、他の諸本には無い。これは、「二王後第三」「時世紹第三十四」「陵園奏第三十七」「秦吉了第四

十八」の諸篇に於ても、同様である。⁽³⁾

とすれば、この題序だけからみても、明刊一本と光緒本とでは、同じ諷諫本ではあっても、別種の本と認めざるを得ないであろう。

この題序に關連して、序にも少々觸れておく必要がある。新樂府に於ける序、題序の關係は、毛詩に於ける大序・小序に比せられ、⁽⁴⁾新樂府の根柢に詩經の理想が存するといわれる。注に於て述べる如く、わが舊鈔本は別として、宋本等刊本類の新樂府序は、すべて、「序曰、凡九千二百五十二言……」という書き出しである。これに對し、光緒本は「曰」の下、「諷諫」の二字を加える。更に、曾本・嚴本は「是曰諷諫、凡……」の如く、「序」を「是」に改め、「序」という文字は姿を消した。

「序」を「是」に代えても、それなりに意味は通じ、必ずしも、誤刻とのみはいえない。盧氏は「是」を校定文に採り、「馬但作序曰」と注するに止める。

但し、筆者は、「序」の一字が改變され、失われたことにより、少くとも、原本に於ける詩經の精神が薄められ、その結果、題序に於ける大きな改變も、餘程、自由になつたものと推測している。

注文について 曾本、光緒本とは本文の相違の外、本文中の注の有無により、兩本が別種であることは一層明瞭となる。我が舊鈔本や宋本等刊本類にみられる注が、嚴本・光緒本にも、よし、異同は存するにしても、同じくみられるのに對して、曾本は無注本であり、これは、この本のみの大きな相異點である。

ただ、曾本には、次の小字注の個所がある。

願爲段氏秀顏氏眞碑（青石）

聞道雲南有蘆瀘水（折臂翁）

」の「小注」、「青石」の「一ヶ所のみ、嚴本も一致する」(折臂翁)のは、盧氏注記なし。但し、光緒本、及び、他の諸本には何れも、この小注は施されていない。(讀)は光緒本同。他本「讀」を作り。

(注1) 光緒本の内題は、宋版本の原題とみるより、光緒本の書肆の業者によってかかれて知らない。

尙、先年、臺北友信書房發行、編選者新安朱老人、民國四十四年三月初

版、白氏諷諫本を入手した。極く小形(一一・八×七・七厘米)に影印され、前に「校證斷句白氏諷諫五十首并序」とある。仔細に検すれば、「斷

句」の「一」字は全く別字で、後補されてゐる。光緒本に「斷句」、首題の一
行に操作を加え「新雕校證大字白氏諷諫五十首并序」に於ける、旁點
四字を除き、「斷句」の「一」字が加えられたに過ぎず、無論、本文も同じ

である。光緒本の尾に、「新雕校證大字白氏諷諫終 吳門徐元圃刻」
であるが、この本では削除されている。光緒本影印時に於ける改變。

(2) 誤刻・誤脱、及び、當時通行の字體の個所を次に擧げる(數字は作品
番號、その下は、平岡氏校定本の頁數・行數を示す)。
(誤刻)
李績臨堅思殺身(→勘)(0125, 12-3) 利山國明祖宗之意也(→誤)
(0127, 19-8) 周王天子傳子隨(→上)(0127, 20-2) 舞雙劍跳七
左(→丸)(0129, 22-2) 繫鼓吹笛雜戲(→誤)(0129, 22-6) 元
宗末歲初選入(→末)(0131, 26-3) 張公簸旗俱不堪(→上)(0133,
34-3) 從此始變壯雲辭(→誤)(0133, 34-4) 要長史(→吏)(01
36, 41-8) 我聞古人良吏有善政(→上)(0136, 42-7) 四荒八極闢欲
偏(→潤)(0150, 79-1) 黃金鑄錢紅玉房(→誤)(0152, 83-2) 雷
人害物即豺狼(→虐)(0154, 88-8) 手持勅廢勝鄉村(→誤)(0154, 89
-3) 國駕炭車碾冰轍(→轔)(0156, 92-4) 級還數肥水泉好(→誤)
(0158, 96-4) 中歲宣城進筆時(→母)(0166, 118-4) 血經大葉
年中春(→業)(0167, 119-1) 年年殺豚將餵狐(→誤)(0170, 124

(4) -5) 有者無罪聞者誠(→誠)(0174, 132-1) +伐採詩官不置(→
伐)(0174, 132-2) 欲開壅敵達人情(→敵)(0174, 134-2)
(誤刻)
堂堂大慶垂無繼(對'脫)(0126, 19-2) 外人不見見應笑(人、臨)(0
131, 29-1) 痘者狼藉儉者安(食、脫)(0168, 122-1)
等がそれであつて、また、當時、通用の字體へいり、
繡鞋→縫(0153, 87-1) 裁衣雖縫→汎(0147, 71-1) 圓鑿無鑿→
鑿(0159, 100-2) 婦媿兩鑿→鑿(0164, 114-4) 漸及朝廷→汎
(0174, 134, 132-4)

等が認爲ふる。

(3) 刺山國明祖宗之意也(11王後。111字増、111本同。但し、曾本、「刺」を
「利」に誤る)
警戒時將變也(時世莊。曾本同上。嚴本「警」を「敵」に作る。光緒本
「警戒女」に作る)
託幽閑吟被謠遭黜也(蘇園芸。曾本・嚴本同上。光緒本「憐幽閑也」に
作る)

哀窶民刺諫臣之蹇者(秦古)。曾本・嚴本同上。光緒本「哀窶民也」の
四字に作る)
(4) 舊鈔本に於ては新樂府五十篇の題、及び、題序は、序文の一部を構成
する。即ち、ソノドバ、「序目」の次に、五十篇の題・題序が序の本文
として、順序に述べられ、その次に、「凡九千一百五十一言…」以降が
續く。ところが、宋本等刊本類では、總て、ソノ題・題序は序文から除
かれ、序文の次に、これが、田次の如く、一括して並べられていて、原
本(及び、それを承けるわが舊鈔本)からみれば、改變の加えられた一
段階を示すといえよう。
ソノが、曾本では、序の次の目次様の題・題序のうち、題のみ並ぐる
れ、題序は、削られていて(光緒本では、題序も存する)。從つて題序の文
は、五十篇の各題トにのみ存する」とになる。つまり、ソノでは、本

來、序文の一部として、序文と密接に關係のあるべき題序が、序文そのものと切離され、普通にみられる詩題の側注の一種として扱われ得るようになつた。

二

既に觸れた如く、諷諫本の明刊本二種と光緒刊本との三本は、本文上、妙からざる異同を存するとはいへ、全體としてこれをみれば、何れも同系統であることに疑う餘地はない。

ここでは、先ず、そのことを例示し、次で、諷諫本本文の占める位置と、その特徴を検討し、更に、三種の本文の、相互の關係や、異同等についても述べる。

(1) 先ず、諷諫本三種が宋本等刊本に近い本文であることを示す。

諷諫本三種を、夫々、曾本・嚴本・光緒本と簡稱する（盧氏校定文で、嚴本に據ると斷じ得ぬ場合は、盧校本として擧げる。この點は後に觸れる）。その他の本の簡稱は前の拙稿（當會報第二十八集所收）に従う。

二十有四功業成、二十有九卽帝位（七德舞）

に於て、「功」に作るのは、曾本・光緒本（盧氏は馬元調校刊本を底本とする。「功」を校定本文、或いは、注記に擧げない事は、「功」以外の本文に接していない事を意味する）の外、宋本・麗本・唐文粹本・樂府本・英華本（校注云、一作王）や、我が慶安本・雅章本（注、王イ）等に認められ、これに對し、舊鈔本の、神田本・時賢本・管見抄本等以下、總て「王」を作る。

諷諫本三種の本文を檢すれば、この例と同様に、宋本等刊本に一致し、我が舊鈔本とは相違する個所は極めて多い。更に、若干の例を示す。

① 烟水茫茫無覓處（海漫漫） 「・又は「煙」」 曾本・光緒本。宋

本・麗本・樂府本。慶安本。〔天〕神田本等古鈔本や、原氏舊藏平安朝書跡等の總て。

② 秋夜長夜長無寐天不明（上陽人） 「・」 曾本・光緒本。宋本。

麗本・樂府本。慶安刊本・雅章本（注、睡イ）「睡」神田本等舊鈔本の總て。敦煌本。〔眠〕定家自筆奥入。

③ 豈期牛女爲參商（太行路） 「・・」 曾本・光緒本。宋本・英華本（校云、集一作忽從）・唐文粹本。〔忽從〕神田本等鈔本の總て。

麗本。樂府本。慶安刊本。

④ 五雲飄飄飛上天（兩朱閣） 「・」 曾本・光緒本・盧校本。敦煌本。宋本・麗本・樂府本。〔迎〕神田本等鈔本の總て。英華本（校云、集作飛）。

⑤ 向背萬態隨低昂（牡丹芳） 「・」 曾本・光緒本。宋本・麗本・英華本・樂府本。〔兩〕神田本等鈔本の總て。

⑥ 縱令妍姿艷質化爲土（李夫人） 「・」 曾本・光緒本。宋本・麗本・唐文粹本・樂府本。〔骨〕神田本等鈔本の總て。

⑦ 把花掩淚無人見（陵園妾） 「・・・」 曾本・光緒本。宋本・麗本・樂府本。〔手把梨花〕神田本等鈔本の總て。

以上は、諷諫本が、何れも宋本・麗本等、白氏文集大集のうちの刊本類と一致し、まま、英華本・唐文粹本・樂府本・全唐詩本等の何れかとも（複數の場合も含めて）一致するが、我が舊鈔本とは總て相違するような例を示した。これと同様の例は多數に上る。

その外、宋本や麗本とは異なるが、英華本・唐文粹本・樂府本・全唐詩本等、大集以外の本の何れか（複數の場合も含む）と一致することも勘くない。

⑧ 樂終稽首陳其事（七德舞） 「・」 鈔本、宋本等刊本類。〔曲〕曾

本・嚴本・光緒本。唐文粹本。

⑨清濁兩聲誰得知（華原磬）。「・」鈔本、宋本等刊本類。〔音〕曾

本・嚴本・光緒本。敦煌本。英華本（校云、集作聲）・汪本。

⑩兒別爺娘夫別妻（新豐折臂翁）。「・」鈔本、宋本等刊本類。

〔娘〕曾本・光緒本。英華本刊本・全唐詩本。

⑪朝載暮載將何用（官牛）。「・」鈔本、宋本等刊本類。〔駕〕曾

本・光緒本。英華本（校云、集作載）。

⑫客代劍言告鵠九（鵠九劍）。「・」鈔本、宋本等刊本類。〔報〕曾

本・嚴本・光緒本。英華本（校云、集作告）。

以上の諸例によつて、諷諫本三種は、系統的には、我が舊鈔本ではなく、廣義の、宋本等の刊本類に屬することが知られる。

但し、これは既に前稿に於ても述べた如く、我が舊鈔本と刊本類とは相違が截然と、二系統に分かれているとは限らない。同じ刊本類間に於ても、既に本文間に異同の認められる如く、これは舊鈔本間にも同様にみられ、それを反映するような例は、諷諫本に於ても認められる。

立辨致死聲感人（華原磬）

に於て、「聲」に作るのは、舊鈔本では、神田本・高野本（校注、能イ）。狼投貞治二、同六年、同觀應三年本外數本が、また、刊本でも、宋本・麗本等があり、「能」に作るのは、諷諫本の曾本・嚴本・光緒本の外、鈔本にも時賢本・敦煌本等があつて、これは、鈔本中、最も良質とされる神田本、時賢本の兩本が、互に、相違している例である。

これは、白氏文集の本文について、既に、唐鈔本の時點に於て、原本の成立以後、時の經過と共に、複數の本文を生じ、その本文を承ける我が舊鈔本にも反映していると解すべきであろう。同じく元和鈔本

という、既に白氏の手を離れ、その生前に抄出されたもので、適々現存する敦煌本と新疆本二本との間にも、異同の認められる事は、假令それが新樂府數篇の抄出本という限定はあるにしても、白氏文集全體についても、ある程度、同様のことが認めらるべきであろうし、しかも、その、唐鈔本の異同個所の夫々が、後の刊本にも、共に、傳存していることは、既に前稿その他で述べたところである。⁽¹⁾

白氏文集唐鈔本は、少くとも、その原本の舊を留める段階に於て我が國に將來され、傳來後——恐らく、多くを亡失したとはいへ——それが程大きな改變も蒙ることなく、現在に至つた。

一方、中國の諸本は、流布の長期、且つ、廣範圍に亘ることや、殊に、唐末以後の社會的動亂等に影響され、多くの本が散逸し、本文にも幾多の改變が加えられた。その遺存資料に、宋代の立場から校訂が加えられ、北宋・南宋の版本が成立する。

従つて、唐鈔本を承ける我が國の白氏文集舊鈔本と、宋版本との間に、距りが生じたのは、止むを得ぬ事といえよう。諷諫本も、中國に於ける改變を蒙つた本文の一つと認められる。

(2) 諷諫本三種は、基本的には宋刊本の系統に屬するにしても、その本文を仔細に吟味すると、他の諸本には認められない特異な一面に氣づく。それは、我が舊鈔本本文に一致する個所が、中國の刊本としては、意外とも云い得る程、數多く存する點である。

今、少しく、それを例示する。諷諫本の首に、新樂府序の存することは、既に、觸れた。そして、當然のことながら、我が舊鈔本や宋刊本のそれ、各々との間に異同を存する。

但し、次に擧げるような、我が舊鈔本に近い個所が認められる。

①首句標其目古十九首之例也

②是非顯其志詩三百篇之義也

③其體順而律

以上の三句は、何れも曾本に據つた。盧氏校定文もこれと一致することは、嚴本がこれと同文であるものと見做し得る。光緒本は①「十有九」に作り、②「是非」を「率章」「卒」（誤刻）に作る。

このうち、①の「古十九首之例也」の七字は、神田本・時賢本・高野本（無「之」一字）等、我が舊鈔本にのみ認められ、外には、諷諫本三種を除けば、他の諸本、總てこれを脱してゐる。②の「篇」一字も同様である。③の「律」は、同じく舊鈔本はこれと一致し、諷諫本（三種及び汪本、これは校改の結果であろう）の外は、諸本すべて「肆」に作る。

序文に於けるこの一事をもつてみても、諷諫本が、他の諸本とは系統を異にすることが知られる。

これと同じく、舊鈔本の文字と一致するのが、諷諫本以外の刊本には認められない例を、序文に續く本文の中から擧げる。

④擊鼓吹笙和雜戲（立部伎）

「・」宋本・麗本等刊本。「笛」曾本・

光緒本・汪本（校改に據るならん）。神田本・時賢本等鈔本。

⑤青黛點眉眉細長（上陽白髮人）「・」宋本・麗本。高野本・雅

章本（共に校注、畫）・京大三本。慶安刊本。「畫」曾本・嚴本・光

緒本。敦煌本。御物本。神田本・時賢本・天理永仁本・管見抄本等。

⑥未過十人一三死（新豐折臂翁）「・」宋本・麗本。雅章本。慶

安刊本。「戰」曾本・光緒本（盧氏「戰」を採らず。嚴本、或は「過」）

に作るか）。敦煌本。御物本。神田本・時賢本等舊鈔本。

⑦龜尾曳塗魚照沫（昆明春水滿）「・」宋本・麗本。樂府本。雅章

本。慶安刊本。「泥」曾本・嚴本・光緒本。敦煌本（但、作「涅」）。

神田本・時賢本・天理永仁本等鈔本。

⑧動植飛沈皆逐性（同）「・・・」宋本・麗本。樂府本。雅章本

（校注、性皆逐）。「・・・」曾本・嚴本・光緒本。敦煌本。御物本。

神田本・時賢本・天理永仁本等。慶安刊本。

等、同様の例は多い。

この異同例は諷諫本本文について考える場合、重要な意味をもつて、校勘表に代るべきものとして、同例を一括して次に示す〔 〕内、↓の下に示した文字が、舊鈔本・諷諫本に一致する。題名下の書名は、その本も同様である事を示す〕。

⑨金鳥飛傳贊普聞（→鳥）（城鹽州）

⑩君臣赭面有憂色（→群）（同）

⑪諸邊急警勞戍人（→・）（同）

⑫又逢今歲苦寒月（→天）（馴犀）

⑬皆尊德廣之所及（→稱）（驃國榮）

⑭達窮民之情也（→人）（傳戎人）

⑮不傷財今不傷力（→奪）（驃宮高）英華本

⑯願爲顏氏段氏碑（→・）（青石）

⑰漸忍人間盡爲寺（→家）（兩朱闕）敦煌本・英華本

⑲骨竦筋高脂肉壯（→少）（八駿圖）英華本

⑳此求彼有兩不知（→棄）（澗底松）

㉑金張世祿原憲貧（→黃・賢）（同）

㉒少廻卿士愛花心（→士女）（牡丹芳）

㉓羅襪繡鞋隨步沒（→襪）（紅線綻）樂府本

㉔練綻織成費功績（→時）（練綻）敦煌本

②悲在君家留兩兒（→二）（母別子）敦煌本

⑤陵園妾顏色如花命如葉（→三字、重）（陵園妾）

⑥憶昔宮中被妬猜（→在）（陵園妾）

⑦鹽商婦有幸嫁鹽商（→何）（鹽商婦）

⑧紫毫筆尖如錐今利如刀（→纖）（紫毫筆）

⑨應將此柳繫龍舟（→樹）（隋堤柳）

⑩沙草和烟朝復暮（→水）（同）

⑪蒼蒼茫茫在何處（→此）（草茫茫）

⑫古塚狐妖且老（→塚下、有「有」）（古塚狐）

⑬紙錢動兮錦傘搖（→繳）（黑潭龍）

⑭肉堆潭岸石酒澆廟前草（→畔）（同）

⑮不知龍神饗幾多（→。・。）（同）

⑯狐假龍神食豚盡（→。・。）（同）盧校本、作龍神

⑰勸君援裾君莫援（→請）（天可度）

⑲海底魚兮天上鳥（→無し）（同）

⑳君不見廣王胡亥之末年（→胡亥下、有「煬帝」二字）（採詩官）

以上の例は、曾本・光緒本の一一致するものに止めた。兩本は後に述べる如く、本文上の異同が認められ、その何れか一本のみが、舊鈔本と一致する例があり、この實數は更に多くなる。

ここに示した如く、稀に、敦煌本・英華本・樂府本をも交えるとはいえる（それも理由なきことではない）、かく、わが國の舊鈔本にのみみられる文字が、かくも數多く諷諫本に遺存していることは、この本が宋刊本系諸本とは系統を異にし、且つ、白氏諷諫五十首として、その祖本は、唐代鈔本に連なるものと認める外はない。

更に、これに加えて、諷諫本が、ただ、敦煌本とのみ一致し、舊鈔本

や刊本類の何れとも異なる例が意外に多い。前項の場合同様、曾本・光緒本・敦煌本が一致する例（→下の文字）に限り、これを擧げる。

①華原磬華原磬（→不重）（華原磬）

②宮懸一聽華原石（→磬）（同）猿投觀應本校注

③清濁兩聲誰得知（→音）（同）英華本・汪本

④一閉上陽多少春（→來幾）（上陽白髮人）

⑤同時採擇百餘人（→摘）（同）

⑥胡旋女胡旋女（→三字、不重）（胡旋女）

⑦廻雪飄飄轉蓬舞（→風）（同）

⑧天寶季年時欲變（→末）（同）英華本

⑨從茲地軸天維轉（→此）（同）

⑩數唱此歌悟明主（→故）（同）

⑪偷將大石鏡折臂（→槌）（新豐折臂翁）英華本

⑫無遠無近同欣欣（→忻忻）（昆明春水滿）汪本

⑬鄱陽坑裏休封銀（→稅）（同）汪本

⑭天涯地角無禁利（→盡蒙）（同）

⑮老者幼者何欣欣（→少）（道州民）

⑯楊州長吏手自封（→無七字）（百鍊鏡）

⑰不似羅綺與紈綺（→輕）（綠綺）御物本

⑱染作江南春草色（→池中）（同）

⑲異綵奇文相隱映（→紋）（同）御物本

⑳翩翩兩騎來是誰（→問）（賣炭翁）御物本

㉑黃衣使者白衫兒（→衣）（同）

㉒以汝夫婦新嬿婉（→爾）（母別子）

㉓又似園中桃李樹（→桃與李）（同）

以上の例示により、諷諫本と敦煌本との間の、本文上、交流の密なることが、具體的に知られよう。

しかも、實際には、その關連は、更に、深いものがあり、例えば、略々一致する例として、

何況褒姐之色善蠱惑（古塚狐）

の「褒姐」は、光緒本では「褒姒姬姫」に、曾本は「褒姒己」に作り、敦煌本や御物本と一致する様な例も、尠からず認められる。從つて、範圍をかかる例に迄擴げれば、實數は更に多くなる。

以上の如く、諷諫本は、唐鈔本を承ける我が舊鈔本のみならず、同時に、白氏生前の元和鈔本の一種である敦煌本にも、かくも密である

とすれば、假令、その本文が、宋本に近づくなど、諸種の改變を、既

に、蒙つてゐるとしても、かなりの程度、原本の舊を遺存する貴重な新樂府の一本であるといえよう。

(3)次に、諷諫本三本間に就て検討を加える。曾本（嚴本を含む）と光緒本とには多くの異同が認められるが、それが本文の質の問題に係わるものと、然らざるものとに分けられる。今、それらを分けて述べる。

(1)先ず、異同が、兩本の質の相違に係わる場合である。

この點を吟味する前に、先ず、次の例を擧げる。

夜深不敢使人知、偷將大石鎌折臂（新豐折臂翁）

〔自把〕敦煌本。御物本。神田本・時賢本等鈔本

〔遂把〕曾本・嚴本

〔遂將〕光緒本

〔偷將〕宋本・麗本等刊本。樂府本

の例をみれば、鈔本と刊本との間に在つて、「遂」は共有するが、曾

本は、「把」に作る點で、鈔本により近く、光緒本は、「將」に作る點で、刊本により近い事が明かに示されている。更に、

由來尤物不在大、能蕩君心則爲害（八駿圖）

に於て、兩本共に誤りではあるが、曾本は「大」（印刷の文字不鮮明なるも、「尤」には非ざるべし）に、光緒本は「大」に誤る。この場合、尤

→犬→大という順序が自然に考えられよう。

類似の例は他にも認められるが、以上の二例より知られる、曾本、光緒本の前後關係を否定し、この順序を逆轉するような例は見當らない。

以上の例を踏えた上で、兩本の關係について、更に検討する。

臣聞雲南六詔蠻、東連牂牁西連蕃（蠻子朝）

〔接〕曾本・嚴本。御物本。神田本・時賢本・天理永仁本等鈔本

〔本〕〔連〕光緒本。宋本・麗本等刊本。樂府本

は、明刊本二本が、我が舊鈔本を承け、光緒本は宋本等刊本の系統であつて、兩者は質的相違をもつことを示している。同様の例は、

早知如此悔歸來、兩地寧如一處苦（傳戎人）

〔處〕曾本・嚴本。御物本。神田本・時賢本等鈔本〔地〕光緒本。宋本・麗本等刊本。樂府本

に於ても認められる。猶、若干の同例を擧げる。

問翁臂折來幾年、兼問致折何因緣（新豐折臂翁）

〔致〕曾本。鈔本、刊本類の總て。「臂」光緒本〔置〕敦煌本

天寶末年時世紳、上陽人、苦最多（上陽白髮人）

〔年中〕曾本・嚴本。敦煌本。御物本。神田本・時賢本・管見

抄本・等鈔本〔末年〕光緒本。宋本・麗本等刊本。樂府本

白麻紙上書德音、京畿盡放今年稅（杜陵叟）

〔秋〕曾本・嚴本。御物本。神田本・時賢本等鈔本「年」光緒
本。宋本・麗本等刊本。樂府本
一始扶行、初坐、坐啼行哭率人衣（母別子）

〔床〕曾本。御物本。神田本・時賢本等鈔本「牀」嚴本。上野
本。〔行〕光緒本。敦煌本。宋本・麗本等刊本。唐文粹本
等はそれに該當する。また、外に「蟄虫昭蘇萌草出」（鴟九劍）の「昭」
は神田本・上野本・東洋文庫本・猿投本・等鈔本は何れも「照」に誤
り、曾本も同じく誤つて「照」に作るような例もある。

曾本は以上の如く、光緒本よりも我が舊鈔本に近い一面をもつが、
一方では、神田本等鈔本の誤りをも訂すべき個所が認められる。

又不見泰陵一掬淚、馬鬼路上念楊妃（李夫人）

ここで「泰」は正しく、宋本・麗本・樂府本・全唐詩本等刊本も正
しいが、舊鈔本では、神田本・上野本・東洋文庫本・猿投本・管見抄本
が、刊本では、唐文粹本が、何れも「秦」に誤り、光緒本も亦同様で
ある。曾本・嚴本は「泰」を作り、刊本類と同じく正しい。同様の例
は、この外にも、

中宮監送鑑門廻、山宮一閉無關日（陵園妾）

〔官〕曾本。瀬津氏舊藏平安朝書跡斷簡。宋本等刊本。樂府本

〔宮〕光緒本。麗本。御物本。神田本・上野本・東洋文庫本等
鈔本

とあり、無論、「官」が正しい。また、

君不見馬家宅尚猶存、宅門題作奉誠園（杏爲梁）

の「奉誠」は正しいが、神田本・上野本等鈔本は、何れも、何故か
「鳳城」に作る。曾本は「奉誠」を作り、光緒本は鈔本に同じであ
る。

以上の例からみて、諷諭本にも異種が存することは明かであり、そ
のうち、曾本・嚴本等明刊本は光緒本に比すれば、遙かに良質であ
り、我が古鈔本に餘程近いといえる。^[2]

前述の通り、諷諭本が舊鈔本に近い一面を有することを例示した
が、その折には、明刊本・光緒本が一致する例のみに止めた。いま、
諷諭本のうち、明刊本には、更に、鈔本に一致する個所が多く數えら
れるとすれば、諷諭本なるものの本文としての價値は一層高められる
ことになる。

(2)次は、本文の系統に係わる事ではなく、曾本や嚴本により、光緒
本の誤刻に類する個所を訂正し得る場合が尠くない。平岡氏校定本校
記に屢々みられる「諷諭本誤何」と記されている個所は、曾本によ
り、その大部分を訂正し得る。

次に、若干の例を擧げる。

不如持我決浮雲、無令漫漫蔽白日（鴟九劍）

に於て、「持我」「漫漫」は、光緒本には、二ヶ所の「ニ」字が何れも無い
が、曾本には共にある。これは、光緒本で誤脱したのであろう。

聖人有作垂無極（七德舞）

に於て、曾本は「作」に作るが、光緒本・樂府本は「祚」に誤る。

鬪妙爭能爾不如（胡旋女）

に於て、「如」を光緒本は「知」に誤る。この個所、神田本、原「如」を
「知」に校改し、また、御物本は「不知如」を作る。校注である何れ
か一字が、本文に混入した爲であろう。曾本は「如」と正しい。

更に、同様の例を一括して擧げる「旁點文字は光緒本、()内「→」
の下の字は曾本による訂正を示す」。

①咸云臣按六典書(→城)(道州民)

- ②蠻子導從者誰阿。（→何）（蠻子朝）
 ③骨凍鱗傷皮甲縮。（→皮傷鱗甲縮）（同）
 ④大戎日夜奔西鄙。（→犬）（西涼伎）
 ⑤半疋紅綃一丈零。（→綾）（賣炭翁）
 ⑥陰山道狹貪虜也。（→疾）（陰山道）
 ⑦雙眉盡作八字低。（→畫）（時勢粧）
 ⑧新有見之知有戎。（→辛）（同）
 ⑨何人掌字李開府。（→宇）（杏爲梁）
 ⑩紫鸞郎將餐錦耀。（→護、纘）（隋堤柳）
 ⑪林鼠小狐長醉飽。（→山）（黑潭龍）
 ⑫鳶鵠乳鷺一巢覆。（→捐）（秦吉了）
 ⑬爾意不爲鳳凰之前致一言。（→竟）（同）
 ⑭群臣有利若無利。（→君）（採詩官）
 以上の一例を検すれば、光緒本にみられる誤りと覺しき個所は、その
 總てが、祖本である宋本に既に存したものとも思われず、その多く
 は、光緒本刊行時に生じた誤刻と推測される。
 但し、曾本と光緒本との關係は、ただ、前者が後者の誤を訂する
 いう場合のみとはいえず、光緒本が諸本と同じ個所で、曾本のみが他
 本と異なるような場合もあり、曾本の誤りも尠くはない。
 そして、その一部は、盧氏校定本にも採られないか、注記するに止
 める文字であり（かゝる場合、果して嚴本が曾本と一致しているのか否か、
 判し難い）、從つて、平岡氏校記にも、盧校本として記載されていな
 い。今、該個所（盧氏採り、平岡氏校記に無きものも含む）を一括し
 て擧げる〔（ ）内への次の文字が曾本のそれを示す〕。
- ①未容君王得見面。（→・・・）（上陽白髮人）

②肅肅暗雨打窓聲。（→夜）（同）
 ③中有太眞外祿山。（→與）（胡旋女）
 ④唯奏慶雲壽星見。（→現）（司天臺）
 ⑤吳興山中罷掩茗。（→茶）（昆明春）
 ⑥生男多以陽爲字。（→作）（道州民）
 ⑦五年馴養始堪獻。（→尾）（馴犀）
 ⑧五絃彈惡鄧之奪雅也。（→・聲・）（五絃彈）
 ⑨朝有宴飲暮有賜。（→飲）（驪宮高）
 ⑩至今此物世稱珍。（→是）（八駿圖）
 ⑪仍張帷幕垂陰涼。（→帳）（牡丹芳）
 ⑫披香殿廣十丈餘。（→・・・）（紅線綾）
 ⑬少奪人衣作地衣。（→作）（同）
 ⑭粧成盡似含悲啼。（→是）（時世粧）
 ⑮綠蕪牆邊青苔院。（→・・・）（陵園妻）
 ⑯宅門題作奉誠園。（→元和）（杏爲梁）
 ⑰安用高牆圍大屋。（→宅）（同）
 ⑯似妾今朝與君別。（→如）（井底引銀瓶）
 ⑯千萬毛中揀一毫。（→毫）（紫毫筆）
 ⑯蕭牆禍生人事變。（→事太變）（隋堤柳）
 ⑯一朝盜掘墳陵破。（→撥）（草茫茫）
 ⑯但見丹誠赤如血。（→此、眞）（天可度）
 ⑯郊廟登歌讚君美。（→祭祀陳歌章）（採詩官）
 以上の例からすれば、曾本の本文は、舊を保存する一方で、改變も
 蒙っているという、一面を存することが知られる。
 かくの如く、曾本にも、誤刻や誤脱、或いは、改變も決して尠くは

ない。とはいへ、それらの點を考慮に入れつつも、兩本を比較すれば、曾本の方が、より古きを遺す本文と見做すことが出来よう。

(4)諷諫本に於ける明刊本・光緒本の相違に就て、前二項では、主として、わが舊鈔本や刊本との關連に於て吟味した。

然しながら、諷諫本のもつ他の一面として、外の諸本の何れとも大きく相違する點が認められ、恐らく、流布の段階に於て、別途の改變を蒙った白氏新樂府本文の一端が、ここに示されているといえよう。

この側面を無視しては、諷諫本の全貌を把握することは出來ない。

諷諫本の他本との相違は、明刊本・光緒本が一致して、他と異なる場合と、兩本が相違し、しかも、その各々が他本と異なる場合、更に、二本のうち、何れかが他本と異なる場合と、様々に分けられる。

先ず、曾本(嚴本を含む)・光緒本が一致して、他の諸本と大きく異なる例を擧げる。尙、参考のため、隨時、敦煌本その他の本の異同をも併記する。

・宮懸一聽華原石、君心遂忘封彊臣(華原聲)

(上句)
〔・・・〕鈔本・宋本等刊本。「・・商」敦煌本。「元宗爲」曾

本・嚴本「元」は「玄」の宋譯ならん。「玄宗爲」光緒本

(下句)
〔石→磬〕曾本・嚴本・光緒本

〔君心→因茲〕曾本・光緒本(盧氏「因茲」を「君心」に校改。嚴本は「因茲」を作るならん)「君心→君王」敦煌本

〔彊→武〕光緒本

この例は、敦煌本に於ても、他と異なるが、諷諫本では、何れも、他本と大きく相違が生じている。

但し、かかる例について、現存資料のみからすれば、諷諫本のみが、孤立して相違している如くみえるが、曾ては、現存の敦煌本のよ

うな本が數多く存し、漸次變化が生じてゆく過程がもう少し明瞭に跡づけられるのではないか。敦煌本や新譯本は、そういう性質をもつ資料の中で、偶々残った二本に過ぎないことを銘記すべきである。

以下、曾本・光緒本が一致して、他本と大きく相違する個所を例示する。

①法曲法曲合夷歌、夷歌邪亂華聲和(法曲)

〔・→雜〕曾本・光緒本
〔・・・・・→雜雅亂〕同

②人間物類無可比、奔車輪緩旋風遲(胡旋女)

〔・・・・・・・・・→絃催鼓促曲欲遍〕曾本・嚴本・光緒本
〔同

↓弦催鼓促曲已畢〕敦煌本

③長者不過三尺餘、市作矮奴年進送(道州民)

〔・→四〕敦煌本・御物本・時賢本校注
〔・→虜〕曾本・光緒本
〔盧氏不記〕
〔△→來〕曾本・嚴本・光緒本
〔×→奉〕曾

本・嚴本・光緒本

④海蠻聞有明天子、驅犀乘傳來萬里(駒犀)

〔・・・・・→繩縛〕曾本・嚴本・光緒本

⑤仙去雙雙作梵宮、漸恐人間盡爲寺(兩朱閣)

〔・・・・・→帝子昇仙〕曾本・嚴本・光緒本

⑥飛龍但印骨與皮、五十疋縑易一疋(陰山道)

〔・・・・・→促節〕曾本・嚴本(盧氏云、不知孰是)・光緒本

⑦綠鬟富去金釵多、皓腕肥來銀釧窄(鹽商婦)

〔・→溜〕曾本・嚴本・光緒本
〔・→玉〕同・汪本

⑧君不見魏家宅屬他人、詔賜賜還五代孫(杏爲梁)

〔・→又〕曾本・嚴本・光緒本
〔・・・・・猶存〕曾本・光緒本

(盧氏、「猶存」の二字を探らず、但し、嚴本の注記も無し)

〔△△△→元和詔〕曾本・光緒本(盧氏所處同)

⑨憶昔在家爲女時、人言學動有殊姿(井底引銀瓶)

〔・・・→足嬌〕曾本・嚴本(盧氏、本文に探らず、嚴本作足嬌と注す)・光緒本

⑩狐假龍神食豚盡、九重泉底龍知無(黑潭龍)

〔・・・→假託〕曾本・光緒本(盧氏本文、狐假、嚴本の注記無し)

〔・・・・・→重泉之下〕曾本・嚴本・光緒本

以上のような、現存資料との校比に關する限り、異同が諷諫本に於て、孤立するかの如き個所が頗る多い點よりすれば、諷諫本といふが、他と異なる、獨立した流動過程を辿り、本文に關し、獨自の改變を蒙つたものと推定することが出來よう。

尙、盧氏が使用する嚴本は、曾本と極めて近いことは前述の通りであるが、(曾本と嚴本との距りは、曾本と光緒本とのそれよりも少ない)細部に關しては明瞭ではない。筆者は盧氏校定文に關し、注記の如く判斷した。兩本の詳細な校比は、ここでは、差控えることとする。次は、曾本と光緒本とが、夫々、異なり、しかも、その何れもが、或いはその一方が、他本とも相違する場合である。

皆有九五飛天龍(百鍊鏡)

〔五爪〕曾本・嚴本。〔五色〕光緒本。敦煌本

蕭蕭暗雨打窓聲(上陽白髮人)

〔洒〕曾本・嚴本。〔灑〕光緒本。敦煌本

三尺青蛇不肯蟠(鴟九劍)

〔劍本無媒客肯言〕曾本・嚴本。〔・・・・・・言〕光緒本

下流上通上下泰(採詩官)

「上無失政下皆安」曾本・嚴本。「上・下・・・安」光緒本
に示されるような例がそれである。

このうち、第二、三例が示す如く、七字句全體が全く變るというような場合は、光緒本には比較的少なく、曾本には、寧ろ、數多く認められる。こういう傾向は、既にみた題序の場合でも同様であった。

曾本に於ける該當例を、更に、一、二擧げれば、

君兮君兮願聽此欲開壅蔽達人情(採詩官)

〔・・・・欲↓若要除貪害〕曾本・嚴本。〔・・・・→無し〕光緒

本。神田本・上野本・東洋文庫本・管見抄本等舊鈔本

夕郎所賀皆德音(同)

〔・・・・・・・夏廷磬鐸寂無聲〕曾本・嚴本。〔夕→夏〕光

緒本

の如く、光緒本が神田本等鈔本に一致する個所で、曾本・嚴本は、他と大きく相違するような場合も認められる。

以上、諷諫本一種の本文に就て、検討を加えた。この本は白氏新樂府五十篇を收めるものであり、從つて、この本により知り得たことを以て、直ちに白氏文集の本文全體に關する見解に迄擴大することは差控えつつ、問題を處理する。

本文に關し種々の問題點が存したが、その中で最も重要な事は、諷諫本文が我が國の鈔本や敦煌本のそれと一致する個所が極めて多いことである。既に、該當例を示したが、今、それらを整理して、その實數を示せば次の通りである。

曾本・光緒本のみが鈔本類と一致する個所 六一

曾本のみが鈔本類と一致する個所 一九

光緒本のみが鈔本類と一致する個所 四

となり、また、

曾本・光緒本のみが敦煌本と一致する個所

三二

曾本のみが敦煌本と一致する個所

二

光緒本のみが敦煌本と一致する個所

七

の如くなる（但し、こゝで「のみ」という意味は絶體的なものではなく、まゝ、御物本・英華本・樂府本等が混ることをも含む）。

既に繰返し述べた如く、我が國の白氏文集は、唐鈔本を承けるものであり、本文としては、原本の舊を比較的よく保持して、今に傳えている。また、敦煌本は元和鈔本であり、この年は白氏生前に迄遡る。従つて、邊疆の地での傳本ということを考慮に入れても、猶、唐鈔本の舊を遺存していることについては、既に、前稿に於ても述べた。

諷諫本二種の本が、共に、原本の舊をかなりよく傳えている本と一致する個所が、かくも、多數に上ることは、中國の現存刊本としては、他に曾てその例をみない。

既述の如く、その本文は基本的には宋本等刊本の系統に近づいていふことは紛れもない事實であり、また、これは特に曾大有刊本に顯著であるが、他本にみられぬ程、他と相違する個所が勘からず存する。その一方に於て、原本の舊を傳える一面をも併せもつといふのが、この諷諫本本文の、他本に見えざる特徴といえよう。

とすれば、この本文は、當然北宋刊本のそれの段階を示す可能性をも有するが、それを證するに足る現存資料の缺如から、現時點では、これ以上、この點に觸れるることは差控える。

また、この本は、諷諫本と一括して稱し得ない程に、今回比較し得た纏が二本の間にも、大きな相違が生じており、この種の本の、流布の歲月の永さ、及び、その範圍の廣さに亘つていたことが、ごく自然

に考えられよう。従つて、既にその多くは亡佚しているが、曾ては、跡からざる別種の諷諫本が存し、流布していたものと推定される。

唐鈔本白氏新樂府五十篇の單行の形態をとる完本は、無論、現存しない。敦煌本や新疆本にその片影を見るのみである。しかし、白氏生前時代から、あれ程喧傳された新樂府であり、さすれば、その流布は、當然のことながら、單行の形式をとつていたものに相違ない。

とすれば、諷諫本の祖本は、宋刊本成立時より、餘程早い時點——即ち、唐鈔本流布の頃——に於て、新樂府五十篇の單行の體裁をもつて存した一本と見做すのが穩當であろう。

注(1) 拙稿「神田喜一郎氏所藏本文集卷第三・四について」〔斯道文庫論集〕第十四輯、昭和五三年刊)

(2) 但し、光緒本についても、

金鏡眼精銀帖齒（曾本、晴）（西涼伎）

豈知後年皇子封鄭公（曾本、明）（隋堤柳）

然後拾迦獲其雛（曾本、攬）（秦吉）

の旁點個所に見る如き、光緒本と鈔本との間に一致する文字もあり、系統的に異種ではないことの一面が窺える。

(3) 蘆氏校定文のある文字が曾本のみと一致する個所は、同氏の校改が嚴本の本文に據つたと判断し得る。蘆氏は嚴本を「頗出諸本之右」と評價する。本稿で、嚴本として扱つた文字は、總て、この判定を経たものに限る。（また、校定文は嚴本を探らず、注記に「嚴本何」とし、それが曾本と一致する場合は、これは問題はない。）

問題になるのは校定文が曾本と異なり、しかも、嚴本に關する注記が無い場合である。これは嚴本・曾本が相違するのか、或いは、曾本と一

致すべき「嚴本何」という注記が省略されたのか、その何れとも断じ兼ねる（注記の個所は、盧氏の判断により、校定文には採られない文字である）。

かゝる不明個所が、猶、存するので、實際に嚴震刊本を手にする迄は、曾本との詳細な校比は差控えざるを得ない。

今、盧氏の校勘について、もう少し具体的に述べる。

「豈知後年皇子封鄉公」（隋堤柳）に於て、旁點二字は諸本これを脱し、我が舊鈔本の外は、光緒本・英華本のみに存する。曾本は「明年」の二字に作る。盧氏校定本は「後年」を探り、且つ「二字／舊脫」と注記する。盧氏はわが鈔本を見ていないから、この個所は、光緒本か英華本に據る外はない。但し、「群書拾補」（乾隆五十二年序刊（一七八七））の成立は光緒本（光緒十九年（一八九三）より早い。とすれば、英華本による外はなかろうが、そういう點、明瞭さを缺く個所が多い。

「則知不獨善戰善乘時」（七德舞）の旁點二字は、馬本では誤脱する。盧氏はその底本馬本にこの二字を補入し「二字／宋有」と注記する。「宋有」とは、「今得海虞舊氏依宋本影者以校馬氏之本」の「宋本」であろう。但し、この二字は曾本・光緒本共に存するので、恐らく、嚴本も存したに相違ないが、盧氏の注記では宋本のみに據ったのか、嚴本これと同様であるのが明ではない。

また「牛衣寒賤貂蟬貴」の「衣」を盧氏は「醫」に改め、且つ「舊俱作衣誤」と注す。この「醫」に作るのは、わが舊鈔本のみであり、英華本校記に「黃憲本牛醫兒諸本作衣恐誤」とあるのに據ったのであろうか。盧氏はまた、嚴本の本文の中、一字は探り、一字は馬本にそのまま據っていると思われる個所もあり、曾本と嚴本との嚴密な比較は容易ではない。

とはいって、曾本・嚴本の相違が明瞭である個所が無くはない。「一生遂向室房宿」（上陽白髮人）の「房」は、光緒本はこれと同じであるが、

曾本は「床」を作る。且つ、諷諫本・その他、全唐詩本・汪本は、「宿」の下、更に「宿室房」の三字が有る。曾本は、その三字を「宿室床」に作る。盧校本は三字（「宿室房」）を補入し、「嚴／有」と注記する。とすれば、上の「房」二字は、曾本と異なる。

以下、更に、若干の例を擧げる〔旁點字は曾本、（ ）内→下字、嚴本のと認められる文字〕。

東連・牂柯西連蕃（→牂柯）（蠻子朝） 始扶床・初坐（→牀）（母別子） 遠爲可汗・奏論（→頗）（陰山道） 警時將變也（→敵）（時世紓） 又不見魏家宅猶存（→屬他入）（杏鳥梁） 元和詔還五代孫（→詔贖賜）（同）（題序）戒貪嫉（→吏）（黑潭龍） 假託龍神食豚盡（→狐假）（同） 使君父子如豺狼（→成）（天可度）

三

筆者が諷諫本に對して深い關心を懷いたのは、主として、それが唐鈔本の舊を保存している點であるが、もう一つの理由としては、前稿に紹介した御物墨跡本とも係わっている點である。

前稿でも、その御物本と諷諫本との校比を試みたが、前述の如く、その本は光緒本一本であったので、意に満ざる點のあるのは免れなかつた。今、新たに明刊本を得て、若干補訂を加え、この稿を結ぶことにする。

御物本と諷諫本との、特に、他本と異なる個所に於ける一致が、次の六箇所に於て、認められる。

零落年深殘此身（上陽白髮人）

〔多〕御物本。新見本書入野跡。曾本・光緒本。〔深〕敦煌本。神田本・時賢本等鈔本の總て。宋本・麗本等刊本類の總て。

このうち、「野跡」は新見正路舊藏那波本にも書入れられ、小野道風筆と傳えられる墨跡本文を指し、御物本と同類と認めてよからう。新見氏の白氏文集校勘作業の成果については、既に、別に述べた。

不似羅繪與紈綺（繒綺）

〔輕〕御物本。新見本書入野跡。敦煌本。曾本・光緒本。「・」神田本・上野本・東洋文庫本等鈔本の總て。宋本・麗本等刊本の總て。

翩翩兩騎來是誰（賣炭翁）

〔問〕御物本。敦煌本。曾本・光緒本。「・」神田本・上野本・東洋文庫等鈔本の總て。宋本・麗本等刊本の總て

異綵奇文相隱映（繒綺）

〔紋〕御物本。敦煌本。曾本・光緒本「・」神田本・上野本・東洋文庫本等鈔本の總て。宋本・麗本等刊本類の總て

この三例では、敦煌本も御物本等と一致する。

何況褒姐之色善靈惑（古塚狐）

〔褒姒妲己〕御物本。曾本。〔褒姒妲姬〕光緒本。「・・」神田本・上野本・東洋文庫本等鈔本の總て。宋本・麗本等刊本の總て

總て

この外、これは「上陽白髮人」という篇名であるが、「白髮」の二字の無いのが、御物本・敦煌本・曾本・光緒本に共通し、外に、鈔本の時賢本、刊本の汪本がある。

以上、六箇所に過ぎないが、このうち、敦煌本が四度も介在していることは注意を要する。何故ならば、御物本は元來、舊鈔本に極めて新しい本であり、その點、敦煌本も、鈔本との異同は少くはないが、同時に、鈔本と大きく距つてはいないことを考慮に入れれば、現在、我

々がみる曾本等の現存諷諫本は、宋本等刊本により近い本になつてはいるが、曾ては、御物本や敦煌本に、更に、一段と近い本であった筈になるからである。

一、二箇所の一致というならば、當然、誤寫等によるることも考えられ、それは偶然ともいえようが、そういう懸念の少ない文字について、孤立して、六箇所に於てのみ、かかる一致をみると、普通考證難い。本文に關していえば、それは必ず、ある系統に分類されるからである。そこで、御物本と諷諫本とのみ一致する個所に限らず、他本をも交えて、兩本の一致する個所について、更に、検討する。

御物本は舊鈔本に近く、敦煌本も、その點同様とすれば、前述の如く、鈔本に一致する個所を多數含んでいる諷諫本が、御物本・敦煌本・鈔本とも尠からず一致することは當然であり、諷諫本本文を檢すれば、その通りの結果になつた。

また、敦煌本は新樂府零卷であり、十六篇が現存するに過ぎないので、これを除き、御物本・舊鈔本と、諷諫本が一致する個所を求めれば、これも、その數は尠からず存する。以上のことに關する例は、既に、諷諫本と鈔本と一致する例の中に於て示した。

次に、御物本と宋本等刊本類と一致する個所に就てである。諷諫本は、元來、宋本等に近い本であるが、御物本は系統的には、鈔本と同類といえる。それにも拘らず、同時に、刊本に一致する個所が、専からず認められる。これは、舊鈔本の系統の本文については、まことに異例であり、その意味からすれば、御物本は稍く特殊な一本と云わねばなるまい。

今、御物本が宋本等刊本類と一致する個所を示す。

臂折來來六十年（新豐折臂翁）

〔・〕御物本。敦煌本。曾本・光緒本。宋本・麗本・馬本等刊

本。英華本・樂府本。〔・無し〕神田本・時賢本(校注、成來)。

猿投貞治六年本・京大三本。〔・成〕高野本・猿投貞治二年本。

天理永仁本・三條西本。〔以來〕猿投觀應本。〔已來〕慶安刊

本

この例は、鈔本も既に分化し、多岐に分れるが、御物本・敦煌本・諷諫本は、ともに刊本類と一致する。

鈔本が更に分化することは、相對的には、鈔本、刊本の距離を縮めることになり、鈔本を仔細に検討すれば、この傾向はかなり進んでいることが知られる。

若比人心是坦途。(太行路)

〔・〕御物本。曾本・嚴本・光緒本。英華本。樂府本。宋本・

麗本等刊本。〔夷〕神田本・時賢本・猿投本等鈔本

南北東西不失家。(鹽商婦)

〔・〕御物本。敦煌本。曾本・光緒本。宋本・麗本等刊本。樂

府本。〔定〕神田本・上野本・東洋文庫本等鈔本の總て

この二例は、鈔本、刊本が截然と二分され、御物本・諷諫本はその刊本と一致する。以上のような例は、外にも、數くはない。

更に、御物本は同じく刊本類と一致する點では變らないが、諷諫本は、それとは異なる別の例がある。

今來淨綠水照天。(昆明春水滿)

〔・・・・〕御物本。宋本・麗本等刊本。樂府本。〔渢水波照〕

曾本・嚴本・光緒本。〔淨綠水鏡〕敦煌本。〔綠水照青〕神田

本・時賢本・猿投本等鈔本

の例は、御物本、諷諫本が、單に異なるに過ぎないが、

君臣鬪面有憂色(城鹽州)

〔・〕御物本。宋本・麗本等刊本。樂府本。〔群〕曾本・嚴本・

光緒本。神田本・時賢本・猿投本等鈔本

父兄子弟始相保(道州民)

〔・・・・〕御物本。宋本・麗本等刊本。樂府本。〔・・・・〕

曾本・光緒本。敦煌本。神田本・時賢本・猿投本等鈔本

のように、御物本は刊本と一致し、諷諫本は鈔本と一致する場合もある。正に逆轉の態というべきであろう。

同様の例は、更に、數からずみられ、御物本は、舊鈔本に近い本ではあるが、刊本にも一致する個所が少くないことが明かになった。

最後に、これは敦煌本や諷諫本に於て屢々みられるが、現存資料からすれば、その一本にのみみられる文字がある。これは、恐らくは、曾

ては同文字を有する本が、外にも、存したのであろう。かかる例が御物本にも認められる。既に、前稿にもその一部を擧げたが、

①飲水臥蠶苦跼蹐(→諸本作「跼跼」)(駒犀)

②織成作披香殿裏綵(→諸本作「上」或「中」)(紅線綵)

③桑弘羊死以久(→諸本作「已」)(鹽商婦)

④宅門題作奉城園(→神田本所校本ノミ同)(杏爲梁)

⑤青蛾御女眞珠樓(→諸本作「紅」「迷」眞ハ直ノ誤)(隋堤柳)

⑥舟中歌笑猶未休(→諸本作「何日休」)(同)

等があり、何れの個所も、他本では、これと異なる。

以上、御物本について、本文に如何なる性質の異同や變化がみられるか、という點で検討した。その結果、無論、程度の差はあるが、變化の仕方そのものは、諷諫本と殆んど變らないことが知られる。

こうみてくると、御物本と諷諫本とは、果してどこに相違點が存す

るかが問題になる。結局、御物本では基本的に鈔本に近く、諷諫本では基本的に刊本に近いが、同時に、御物本は刊本に一致する個所をも存し、逆に諷諫本は、鈔本にも一致する個所を缺からず存する。従つて、その變化の仕方の點で類似する。

つまり、白氏により原本——これは別に述べるつもりであるが、白氏原本ですら、本文上、複數である可能性も存する——が成立して以後、唐鈔本の流布段階を経て、先ず、北宋刊本、次で南宋本が成立するに至る迄、無論、白氏原本のまま傳えられたのではなく、今、舊鈔本として現存する本文は、既に、刊本系本文へ向つて變化し、また、今、宋本等刊本として扱われる本文は、宋本成立以前には、多分に鈔本に共通した文字を有した本文であったことが、當然、推測される。

その變化の全過程に於て、白氏文集本文をみれば、より鈔本の舊を留める本文も、より刊本に近い所迄、既に變化を蒙った本文も、結局、その區別は、相對的なものに過ぎなくなる。

諷諫本は、大集とは別に、單行の體裁による一本と見做したが、大集の宋刊本校訂作業とは、恐らく、既に、直接係わりを持たぬだけに、變化過程にある白氏新樂府の或る時點に於ける姿を、かなり良く留めていると見做すことが出来ようし、當然、北宋本の時點の舊態の一部をも含むことは有り得よう。

そういう一本として諷諫本をみ、それとの比較に於て御物本をみると、諷諫本程顯著な諸種の變化はみられないが（これは、早く我が國に將來された事も一因となる）、そこに認められる、異同や變化の生じ方自體は、神田本や時賢本等の我が舊鈔本のそれとも明かに異なり、また、宋本等刊本類や、英華本や樂府本等に收められる諸篇とも異なる。つまり、程度の差こそあれ、御物本と諷諫本との異同の生じ方に

は、比較的近い點があることが改めて知られる。

既に前稿にても觸れた如く、白氏新樂府單行の本が我が國に將來されたことを示すに足る資料は、現在迄のところ、見出されないが、以上、その本文の検討結果からすれば、御物本の祖本は諷諫本と同じく、新樂府單行の一本とみても強ち不當ではないであろう。

この御物本・諷諫本兩本は、恐らく、同種の本であり、鈔本にも近く、その舊を留める點から、御物本はその同種の唐鈔本を祖本とし、諷諫本は、その後、既に多くの改變を蒙り、北宋刊本や、現存の南宋刊本等に近い所迄降つてきているとみられる。そして、光緒本は、明刊本と同種の一本のうち、恐らく、更に時代の降つた別本と見做すことが出来るであろう。

〔昭和五十三年二月末日稿、同四月末修〕

注(1)

幕末の良吏、愛書家として知られる新見正路は、一方に於て、漢籍國書の校勘の仕事にも非凡であった。その自筆校合書入れのある、廢應義塾圖書館藏白氏文集那波古活字本に、その仕事の一端が示されている。拙稿「白氏文集新見正路校本について——金澤文庫本卷三の存否を統つて——」（上）（下）（金澤文庫研究』二〇一七・八、昭和四九年）参照。

所用の國立中央圖書館所藏本のフィルム頒布については同館當局より、種々、御芳情を賜つた。また、校勘のために引いた多くの鈔本類の閲覽調査に關しては、御所藏者に御高配を辱くした。

各位に對し、深甚なる謝意を表する。